

今月の納税

市・県民税(4期分)、国保税(5期分)

納期限は1月末日です
市税は納期内に納付します

※口座振替をご利用の方は引き落とし
不能にならないように納期限前に口座
の残金をお確かめください

これはなんでしょう



□ しめきり 1月20日

■ あて先 〒783 南国市大

橋甲二三〇一 南国市役所広報

委員会 親子クイズ係

□ 答えのハガキには必ず、住所、

氏名、年齢、職業を書いてください。

□ 賞品 正解者の中から抽選で

五人に図書券を進呈。

○第21回親子クイズの答えはク

リップでした。

○第22回当選者発表(敬称略)

(応募総数41通)

前田亜由美(下野山)、中沢令子

(稻生)、徳弘洋子(明見)、依光

伸明(古市)、末政実知(田村)

電話でけつこうです。総務課

総務係(☎⑥2111内線413)

1)までご連絡ください。

【総務課】

市内三百七十七人の連絡員の

皆さん、去年一年どうもご苦労

さまでした。

市内全世帯へ広報など市の文

書が届けられますよう、今年も

よろしくお願ひします。

なお、連絡員さんが交替する

ときや部数が変わるとときは、電

話でけつこうです。総務課

お問い合わせください。

【社会教育課】

申込みは1月10日～31日

1月31日までに必ず申告し

てください。

※詳しいことは、税務課資産税

係(☎⑥2111内線151)

までお問い合わせください。

幼稚園児募集

昭和四十四年四月一日から四

十五年四月一日までに生まれた

方を対象に、平成二年成人式を

次のとおり行います。

□ 日時 一月十五日(日)、午後一時三十分から

□ 場所 空港会館

【社会教育課】

元年に家屋を取り壊した方へ

成人式を迎える方へ

住宅用地・家屋取り壊し

の申告について

住宅に対する固定資産税は、

住宅が建っている場合には軽減措置があります。住宅用地の申

告がまだお済みになっていない

方は、一月三十一日までに必ず

申告してください。また、平成

中告してください。また、平成

生までの申告ください。

○三歳児 昭和六十二年四月二日

目から六十二年四月一日までに

生まれた幼児。

※申請用紙の請求や詳しいこと

は、白木谷幼稚園(☎⑥152)

5)瓶岩幼稚園(☎⑥1212)

または教育委員会学校教育課(☎

⑥2111内線313)までお

問い合わせください。

【教育委員会】

祭典(午後二時～二時四十分、

時間・場所

お母さんのシリーズ

家庭と学校の教育を比べて

——お母さんのシリーズ——

ていく所です。大きく捕えれば、人間の築き上げた文化遺産を伝えていく所と言えます。

学校は多人数の子供たちを集め、集団の中で専門家である教師が公的な教育を行います。学校は一定の秩序を持つた社会です。一定の計画(カリキュラム)に従って、時間的、空間的に限定された中で

ある小学校での参観日の懇談の一風景。一人のお母さんが受け持った先生と懇談をしています。

「先生、うちの子は親の言うことをなかなか聞きません。

ぐずぐずするし、跡始末もで

きません。どうか学校で厳しくしつけてください」

「そうですか。よろしくゆうござります。ところで○○君は、どうも算数の練り下りの部分が分かっていないようなので、家でじゅうぶん指導してあげてください」

「はい、分かりました」この話し合いを読んで、おかしく思ふことはありませんか。

お母さんは家庭でしつけるべきことを学校に頼み、先生は学校で指導すべき学習を家庭に頼んでいるところがおかしいと思うのです。

家庭教育とは家庭生活の中

家族関係の暖かさと厳しさの中に、人間としての心と行動が育てられる、それこそが家庭教育の根本でしょう。

では、学校教育の特徴はどうなことですか。

お母さんは家庭でしつけるべきことを学校に頼み、先生は学校で指導すべき学習を家庭に頼んでいるところがおかしいと思うのです。

学校は、子供の生活の事実を通し、親の考え方などを見ながら教育効果を考え、知的学習を中心に学力と心を育てます。

南国市教育委員会社会教育課では、第一子が新一年生を迎えるお母さんのために、中央家庭教育学級を行っています。そのお話を一部を参加できません。お母さんのために、毎月一日号に掲載しています。

よろしくお願いします。

【社会教育課】

保育所への

入所申請受付

来年四月からの

保育所への

入所申請受付

来年四月から

入所される方へ

より各保育所で直接して申請書を受け付けます。

○保育所に入所できる基準

保育所に入所できるのは、両親が次のいずれかの事情により子供の保育に当たれない状態で、より各保育所で直接して申請書を受け付けます。

○保育所に入所できる基準

保育所に入所できるのは、両親が次のいずれかの事情により子供の保育に当たれない状態で、同居の親族その他がその児童を保育できないと認められるときを常態としていること。

(1)昼間に居宅外で労働することを常態としていること。

(2)昼間に居宅内で当該児童を離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。

(3)妊娠中であるかまたは出産後間がないこと。

(4)疾病にかかり、若しくは負傷し、または精神若しくは身体に障害を有していること。

(5)長期にわたり疾病の状態にあるまたは精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。

(6)震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。

(7)前各号に類する状態のほか、市長が特に必要と認めた場合。

人所児童の家族構成について

は、平成二年一月一日現在、住民票が同一の場合は世帯とみなします。なお、一月一日以後に市長が特に必要と認めた場合。

住民登録届(世帯分離、合世帯等)を提出した方は、異動届へ提出してください。

入所申請用紙は、一月五日から最寄りの保育所または市役所へ提出してください。

民生課保育管理係に用意してあります。また現在入所している児童については、保育所を通じて申請書をお渡しします。入所可否の決定は三月下旬に通知予定です。

【社会教育課】

申込みは1月10日～31日

1月31日までに必ず申告し

てください。

【社会教育課】